

もくじ

■「日本で最も美しい村」連合	2-3
■上下水道料金の改定について	4
■春の全国火災予防運動	5
■くらしの情報	6-9
■行政情報	10-11
■保健・福祉の掲示板	12
■くらしのガイド	13
■はらむらとびっくす	14-15
■はじめましてもうすぐ2才です	16



●表紙写真／「農閑期に健康づくり」

社会福祉協議会では、各地区公民館等で「有酸素運動と脳トレーニング」を行っています。五味勇吉さんを講師に、血流を良くしたり、筋力をつける運動等を行い、農閑期の健康づくりを呼びかけています。

取材に伺った払沢公民館では、参加した皆さんが熱心にトレーニングを行っていました。

なお、今後、中新田区、南原区等での開催を予定しています。詳しくは、6ページをご覧ください。

■人の動き

・人口	7,877人	(+3)
・男	3,918人	(+5)
・女	3,959人	(-2)
・世帯数	3,040世帯	(±0)
・転入	21	
・転出	18	
・出生	4	
・死亡	4	

平成26年1月末現在。
()内は前月比。

「日本で最も美しい村」連合への加盟を一緒に考えましょう

Part.2

「日本で最も美しい村」連合（以下「連合」と表記）は、小さくても輝くオンリーワンを持つ町や村が誇りを持ち、美しい地域づくりを行うこと、住民によるまちづくり活動を展開する事で地域の活性化や自立を推進すること、景観、環境及び文化を守り活用する事で観光的な価値を高め、地域経済の発展に役立てることなどを目的として活動しています。

原村では、昨年9月19日に開かれた原村議会全員協議会の中で、連合への加盟について協議が行われ、加盟を目指す方向で検討していく事が了承されました。

これを受け、皆さんと一緒に連合への加盟について考えようと「広報はら」11月号で、連合の活動目的や加盟条件等についてご紹介しました。今回は、第2弾として、連合に加盟している南木曾町の様子をご紹介します。

問 総務課企画係 電話791-7942

平成25年度景観写真コンクール（原村）応募作品「稲の山と蓼科山」

南木曾町は、連合の景観の部門に、国の重要伝統的建造物群保存地区にも指定されている「妻籠宿」、国の重要文化財の「桃介橋」、歴史の道「与川道」と里山景観の3つを申請し、平成20年10月に連合に加盟しています。

「妻籠宿」は、中山道と伊那街道が交差する交通の要衝として古くから賑わってきた宿場町です。保存のための住民活動が宿場町の中では、いち早く立ち上がり、ふるさと・町並みは自分達で守るという意識のもと公益財団法人「妻籠を愛する会」による保存活動が行われてきました。また、昭和48年には、「妻籠宿保存条例」を制定し、町と住民が一体となって保存に力を入れています。



妻籠宿

「桃介橋」は、福沢諭吉の娘婿の福沢桃介が、読書発電所建設のための資材運搬路として大正11年に建設した国内最大級の木造吊り橋です。

「桃介橋」は、福沢諭吉の娘婿の福沢桃介が、読書発電所建設のための資材運搬路として大正11年に建設した国内最大級の木造吊り橋です。

す。この橋は、廃橋寸前になっていたところ、住民から保存・活用の声が多くあり、近代化遺産として復元されました。

桃介橋が架かる河川公園等の管理には、指定管理者として地域住民組織の「桃介橋河川公園組合」が、町から指定されています。組合では、草刈りや樹木の植栽などの環境整備作業を実施し、橋に隣接する福沢桃介の別荘などと共美しい景観を維持しています。



桃介橋

「与川道」は、木曾川の氾濫等で中山道が不通となったときの迂回路として利用されていた道です。周辺の水田や畑などが、住民のたゆまぬ努力により維持されており、良好な山村の景観が残されている地区です。



与川道と里山の景観

中山道

は、江戸時代の江戸・日本の橋を起点とする5つの陸上交通路、五街道の一つとして、江戸から京都まで

「与川道」は、木曾川の氾濫等で中山道が不通となったときの迂回路として利用されていた道です。周辺の水田や畑などが、住民のたゆまぬ努力により維持されており、良好な山村の景観が残されている地区です。

与川道を含む中山道は、国の史跡に指定されているため保全整備は教育委員会が所管していますが、地域住民も道周辺の草刈りや倒木処理など、道の保全と景観維持の取り組みに積極的に参加しています。

南木曾町では、この他にも美しい景観や環境、文化・伝統を守り発展させていくために、住民と行政が協働して様々な取り組みを行っています。



花馬祭

景観・環境面では、美しいまちづくり条例の制定や地域住民による景観美化のための花木の植栽、ポイ捨て監視員による道路周辺の巡視など、環境美化活動にも積極的に取り組んでいます。

景観・環境面では、美しいまちづくり条例の制定や地域住民による景観美化のための花木の植栽、ポイ捨て監視員による道路周辺の巡視など、環境美化活動にも積極的に取り組んでいます。

文化・伝統面では、「田立歌舞伎」や「花馬祭」等、町内各地に残る無形文化財を子どもたちに伝承し、地域住民の郷土への愛着を強めるため、伝統芸能の実演及び講習会などを開催しています。また、町民の伝統芸能に対する理解を深め後継者の育成を図っています。



田立歌舞伎

その他にも、妻籠宿を訪れる多くの外国人観光客に正しい英語、中国語などで挨拶、説明、ガイドができる住民を増やすための、語学、地域の文化、観光資源の勉強会及び検定も実施しています。また、町内の民宿、土産屋、食堂等の顧客満足度を向上するため、接客マナーに関する講習会を開催しています。

このように南木曾町では住民と行政が力を合わせながら景観、環境と文化・伝統を守り、美しい村づくりを推進しています。

春の全国火災予防運動

平成25年度全国統一防火標語

『消すまでは 心の警報 ONのまま』
期間 3月1日(土)～3月7日(金)



春先は火災が
発生しやすい季節です

この時期は、空気が非常に乾燥し火災が発生しやすくなります。又、火災が発生すると強い季節風により大火事になる恐れがあります。

暖房器具を使う機会もまだ多く、誤った使用をした結果火災につながることもありまますので、火気の使用、又は火の出る恐れのある物の取扱いには十分注意してください。

原村の火災原因の第1位は「たき火の不始末」です！

火災を予防するために、次の注意事項を守りましょう。

★注意事項★

- 枯れ草等のある火災が発生しやすい所でたき火をしない。
- たき火をする際は、水や消火器等の消防用具を用意しておく。
- たき火等を行う時は、その場を離れず、終わった後は完全に消火する。
- 強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしない。

住宅防火、いのちを守るポイント

- ① 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ② 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

住宅用火災警報器は設置しましたか？

住宅火災で亡くなった方の約6割が「逃げ遅れ」です。

逃げ遅れを防ぐ切り札は住宅用火災警報器です。寝室と台所、また上階に寝室がある場合は階段室に設置が必要です。ただし、火災はどこで起きるか分かりません。リビング等、様々な場所に設置しておく安心です。

設置に対するアンケートを行った所、村内の7割以上の住宅に住宅用火災警報器を設置



置済みという結果がでました。年々設置率は上がっているものの、10割には達していません。まだ設置していない家庭は、すぐに設置しましょう。

消防署予防係
☎79・2442 (直通)

上下水道料金の改定について

消費税率改正等に伴い、平成26年4月から上下水道料金を改定します。一般的なご家庭では、平成26年7月の料金請求分から適用になります。

◆改定料金の請求時期

平成26年3月分の使用量を含む5月の料金請求分(3月・4月分)は、改定前の料金が適用されます。改定後の料金は7月請求分(5月・6月分)から適用します。ただし、新築、転居などで平成26年4月から水道を使用する場合は、4月使用分も改定後の料金を適用します。

1年ごとに請求させて頂いている別荘については、平成26年4月分から平成27年3月分までの料金の請求となる5月請求分から改定後の料金を適用します。

請求月	5月		7月	
使用月	3月	4月	5月	6月
通常	前	前	後	後
4月から使用		後	後	後
別荘	前(注1)	4月～H27年3月分を改定後の料金で5月に請求		

○前：改定前料金 後：改定後料金
注1：別荘のH26年3月分は、H25年5月に請求済みです。

◆水道料金の改定

消費税率改定による現行の5割から8割への改定と、金額の端数処理の変更による現行の10円未満切捨てから1円未満切捨てへの改定を行います。その他、加入金、特別水道料金、水道メーターの販売価格等の消費税の税率が5割から8割となります。

◆下水道料金の改定

①料金の改定について
下水道料金は、消費税率改定と、原村下水道事業の経営健全化のため平均で8.64割の値上げになります。また、水道料金と同じく金額の端数処理が、現行の10円未満切捨てから1円未満切捨てに変更になります。
この改定により、一般的な世帯では、現行料金で1定期(2か月分)あたりの平均使用料4,649円が、改定後の料金では、5,034円となり、**金額で385円**、率で8.28割の値上げになります。

■下水道の新料金表

	現行	改定後	改定率	
基本料金	10㎡まで	1,610円70銭	1,738円80銭	8%
超過料金(1㎡につき)	10㎡～20㎡まで	166円95銭	181円44銭	9%
	20㎡～30㎡まで		199円80銭	10%
	30㎡～40㎡まで	181円65銭	205円20銭	11%
	40㎡～50㎡まで		210円60銭	
	50㎡～100㎡まで	195円30銭	217円08銭	
	100㎡～300㎡まで	208円95銭	232円20銭	10%
	300㎡超	216円30銭	237円60銭	

※現行の料金は10円未満切捨て、改定後の料金は1円未満切捨てです。
※激変緩和措置は、改定後の基本料金(通常1,738円80銭、改定率8%)が、1,656円72銭、改定率3%となります。

②激変緩和措置について

下水道料金については、8割以上の大幅な料金改定になるため住民税非課税世帯に対して1年間の激変緩和措置があります。この措置では、基本料金の改定が従来の8割ではなく、3割となります。この改定では、一般的

な世帯でおおよそ現行平均使用料4,649円から改定後の料金では、4,870円となり、**金額で221円**、率で4.75割の値上げになります。

建設水道課上下水道係
☎79・7943 (直通)